

請願第6号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の財政支援制度創設を求める請願

令和6年11月25日

青森市議会議長 奈良岡 隆 様

青森市中央二丁目6番6号
全日本年金者組合青森県本部東青支部
執行委員長 浅田 耕一

紹介議員 工藤 健

(請願の趣旨)

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの高齢者から、補聴器が高価で年金生活者にとっては経済的負担が大きく利用できないという悩みが出されている。我が国の難聴者は推計で1430万人に対し、補聴器所有者は約210万人(14.7%)と欧米の40%台に比べて極端に少なくなっている。その主な理由は障害者手帳を交付されない軽度・中等度の難聴者は、公的補助がなく、補聴器が高額(片耳平均15万円)のため利用が困難になっていることが挙げられる。

欧州諸国では、補聴器を医療のカテゴリーで対応して手厚い公的補助をしているが、日本では障害のカテゴリーで限定的な対応(障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者)で、軽度・中等度の難聴者に対する公的補助の必要性が強く求められている。

こうしたことから、全国のいくつかの自治体では、国の公的補助がない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施している事例もある。青森県内においても障害者手帳の交付を受けていない軽度・中等度の難聴者に対する補助事業を開始している自治体は、弘前市、つがる市、深浦町、西目屋村、大鱒町、藤崎町、六ヶ所村、鱒ヶ沢町、東通村の9市町村、実施を予定している自治体は平川市となっている。また県内の耳鼻科医や県医師会も各自治体に助成を要望していることも報じられており、早期の導入が求められている。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっている。最近では、鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴者に対する補聴器の普及向上により、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。また、先の第211回通常国会では認知症基本法が全会一致で可決され、地方公共団体も認知症の予防に関する必要な施策を講ずるものとして定められた。ついては、以上の趣旨を御理解いただき、下記に示す加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するようお願いする。

(請願事項)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の財政支援制度を創設すること。